

1. 議事日程（令和8年第2回北広島町議会定例会）

令和8年6月17日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	報告第12号	専決処分の報告について (町営住宅滞納使用料支払いを請求する訴えについて)
日程第2	議案第54号	財産の取得について (消防団活動服)
日程第3	議案第41号	北広島町下水道使用料審議会条例
日程第4	議案第42号	北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第43号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第44号	北広島町火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第45号	北広島町有千代田住宅条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第46号	財産の無償譲渡について (川西ふれあいセンター)
日程第9	議案第47号	町道の路線の認定について
日程第10	議案第48号	工事請負契約の締結について (消防救急デジタル無線部分改修工事)
日程第11	議案第49号	工事請負契約の変更について (大朝B&G海洋センター体育館改修工事)
日程第12	議案第50号	工事請負契約の変更について (豊平ウイング屋根改修工事)
日程第13	議案第51号	工事請負契約の変更について (北広島町子ども第三の居場所開設工事)
日程第14	議案第52号	令和8年度北広島町一般会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第53号	令和8年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第54号	財産の取得について (消防団活動服)
日程第17	審 査 報 告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第18	陳 情 審 査	陳情第13号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出の陳情
日程第19	請 願 審 査	請願第1号 請願書
日程第20	発 議 第 7 号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第21	発 議 第 8 号	核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める 意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 宮 本 裕 之	3 番 坂 本 伸 次
4 番 石 坪 隆 雄	5 番 佐々木 正 之	6 番 伊 藤 淳

7 番 中 村 忍 8 番 沼 田 真 路 9 番 伊 藤 立 真
10 番 泉 田 暁 彦 11 番 敷 本 弘 美 12 番 湊 俊 文

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	畑 田 正 法	教 育 長	増 田 隆
芸北支所長	村 竹 明 治	大朝支所長	福 田 透 江	豊平支所長	上 田 久美子
危機管理課長	辰 川 勝 則	総務課長補佐	原 田 靖 久	財政政策課長	国 吉 孝 治
管 財 課 長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	田 中 淳 之	税 務 課 長	浅 香 潤 観
町民保健課長	門 出 暁 子	福 祉 課 長	細 居 治	こども家庭課長	芥 川 智 成
環境生活課長	出 廣 美 穂	農 林 課 長	宮 地 弥 樹	農地整備課長	門 出 泰 典
商工観光課長	大 本 賢一郎	建 設 課 長	藤 井 尚 志	消 防 長	笠 道 宏 和
教 育 課 長	植 田 伸 二	会 計 管 理 者	大 畑 紹 子		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局専門員 大 内 由美子

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分      開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） おはようございます。本議会における服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。本定例会も本日が最終日となりました。本日は各議案について審議、採決を行います。質疑及び答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また発言を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言してください。採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。日程に入る前に6月12日、本会議一般質問の答弁において発言の訂正がありますので、これを許します。危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） 6月12日の泉田議員のご質問について答弁の誤りがあったので訂正をさせていただきます。ご質問は、消防団員が取得している運転免許について、消防団が常用する消防車はマニュアル車なのでオートマチック限定免許の消防団員は運転できない。オー

トマチック限定免許の消防団員の数について把握しているのかというご質問です。調査しておらず把握しておりませんというふうに私はお答えしました。正しくは、令和3年に調査しており、オートマチック限定免許の消防団員の数は全体で5人、地域別では、芸北地域が1人、大朝地域1人、豊平地域1人、千代田地域が2人、ただ、全ての団員に調査ができていなかったということと、その後、限定解除された方もおられる可能性があるので、今年度改めて調査をする予定であります。また令和3年以降、新たに消防団員になられた方については、入団時において免許区分を記入してもらい把握しております。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 報告第12号 専決処分の報告について

- 議長（湊俊文） 日程第1、報告第12号、専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは報告第12号につきまして概要を説明します。議案集4ページをお願いします。報告第12号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、北広島町営住宅の滞納使用料の支払い請求に関する訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。以上、詳細につきましては担当から説明いたします。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（藤井尚志） 報告第12号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集4ページ、5ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集5ページ、専決処分第10号のとおり、北広島町営住宅滞納使用料の支払い請求に関する訴えの提起について、令和8年6月4日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。相手方の住所及び氏名につきましては記載のとおりです。滞納使用料は12万7000円です。内容及び請求の趣旨につきましては、滞納となっている北広島町営住宅使用料について、支払い督促の申立てによりその徴収を図ったところ、相手方が異議を申し立てたため、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するものです。以上で報告を終わります。
- 議長（湊俊文） これより本件について質疑を行います。質疑はありますか。8番、沼田議員。
- 8番（沼田真路） 8番、沼田真路でございます。異議の内容についてお教えいただければと思います。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（藤井尚志） 滞納使用料につきまして一括で請求をしておりましたところ、分割での納付を希望されているという異議でございます。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。6番、伊藤淳議員。
- 6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。こちらの団地、12月の定例会でも同じように滞納使用料ということでありました。原因自体は、別の方ではあるので、原因自体は別だとは思いますが、このように連続したところがありましたので、この滞納使用料を早急に払ってくださ

いというような働きかけが最近強くなったから、こういうのが連続した形なんですか。その点ちょっと続いたのでお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 滞納が発生すれば督促をする。それについて支払いがなければ催告をするとかという流れで事務を進めております。ただ、ご本人様とのやり取りもございまして、期間について長いものもあれば短いものもあったりということもございますけども、結局約束をしても、分納の誓約をしていただいても守っていただけないとか、なかなかそういったことで物事が解決せずに長期化するというような傾向もございまして、この債権につきましては厳格な運用といいますか、いたずらに滞納使用料が増えるのを防ぐ意味合いもありまして、順次手続を進めているということでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第12号、専決処分の報告について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第54号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第54号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第54号につきまして概要を説明します。議案集の6ページをお願いします。議案第54号、財産の取得について説明します。本案は、団員の受傷事故防止と活動性能向上を図ることを目的として、財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 議案第54号、財産の取得について、危機管理課からご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。物件名、消防団活動服。納入場所、北広島町役場本庁。買入れ価格153万5千764円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額13万9千552円4角。契約の相手方、広島市中区紙屋町2丁目3-4、キョーリツコーポレーション株式会社代表取締役社長佐古雄司。本案は、国の電源立地地域対策交付金等を財源に消防団員の受傷事故防止と活動性の向上を図るため、消防団活動服を購入するに当たり、買入れ価格が700万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会に提案するものです。今回提案する消防団活動服は消防団員服制基準に基づいたもので、新基準活動服は高視認性カラーや反射材が効果的に配置されており、被視認性を大幅に向上させるほか動作を妨げない機能的な設計となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第41号 北広島町下水道使用料審議会条例

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第41号、北広島町下水道使用料審議会条例を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。こちらのほうは審議会の条例ということなんですけども、10人以内で組織するということでございます。何人以上10人以内というのが人数のイメージがあれば。もう1点、女性の数というのは、女性の委員数というのは決めているものがございますでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 委員の構成についてのご質問ですけれども、委員については第4条で規定しておりまして、10人以内で構成するというふうにしております。また、構成につきましては第4条第2項で定めておりまして、学識経験者、下水道使用者、その他管理者が必要と認めるものということで定めておりまして、イメージとしては6名というふうに考えております。また女性の委員の割合ということでございます。まず、第2項第2号のほうで公共下水道とか農集の使用者の意見を聞くために第2項第2号下水道使用者として規定しております。その中で各地域から1名ずつ選出していただきたいと考えておりまして、その際に積極的に女性の選出をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第41号、北広島町下水道使用料審議会条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第42号 北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第42号、北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第42号、北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第43号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第43号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。附則の令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免ということでございますけれども、なぜ令和8年度に限って減免ということにされてるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 介護保険料が3年に1回の見直しを行っておりますので、その3年が今年度で最後となります。次の介護保険料の改定の際には、この税制改正の内容踏まえた改定になるということで、今年度のみ対応とさせていただきます。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 確認ですけども、令和7年度中の税制改正の関係でということなんですか。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 令和7年度の税制改正の内容でということ踏まえた上で、それ以上にまた改正等が行われれば、またそれを踏まえたものになると思います。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。10番、泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 10番、泉田です。先ほどもあったように、8年度分のみということなんですけど、これ継続してというような検討はされてないんですか。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 継続してというよりも、次の介護保険料の改定の際には、この税制改正の内容を反映したものとなると思います。以上です。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第43号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 北広島町火入れに関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第6、議案第44号、北広島町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第44号、北広島町火入れに関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第45号 北広島町有千代田住宅条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第45号、北広島町有千代田住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第45号、北広島町有千代田住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第46号 財産の無償譲渡について

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第46号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第46号、財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第47号 町道の路線の認定について

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第47号、町道の路線の認定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、坂本議員。

○3番（坂本伸次） 3番、坂本です。この町道認定の路線ですが、ここ団地区内ということで、除雪はできるでしょうか。あそこ、12月の答弁では通り抜けが、除雪車が通り抜けできないとできないとか、除雪が。恐らくここ、多分通り抜けできない路線になるんじゃないかと思うんですけど、除雪ができるかできないかいうところでの答弁をお願いします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 通り抜けができるかできないかということでございますが、今、資料見ていただけておりますでしょうか。町道等、基本的に河川管理道等が接続をされておりますので通り抜けができます。一応そういう条件で、町のほうで道路寄附をいただくということになっておりますので、はい。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わり

ます。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第４７号、町道の路線の認定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１０ 議案第４８号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第１０、議案第４８号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。６番、伊藤淳議員。

○６番（伊藤淳） ６番、伊藤淳です。今回の工事なんですけども、確認です。どの程度の更新頻度の工事のものなのか、合わせて３か所での金額になっておると思います。それぞれ大きく金額の差はあるのかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） どの程度の更新頻度の工事なのかということですが、まず、毎年の更新計画に基づき、耐用年数が近いもの、過ぎているものに対して工事を行うものでございます。３か所で大きく金額の差はあるのかということですが、ほぼ同一の機械が入ってますんで、金額の差はそれほどありません。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第４８号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第１１ 議案第４９号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第１１、議案第４９号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。１０番、泉田議員。

○１０番（泉田暁彦） この前説明は受けたんですが、３８７万５３００円の増額ということでありまして。ちょっと説明自体よく分からなかったところがあるので、もう一回説明してもらえれば助かります。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 今回の増額の変更理由というところになりますが、当初予定しておりました工事の内容というところで把握できなかったものがございました。現場、足場を設置して現場の作業の確認という段階で、屋根の部分の水切り部分のところが破損、欠落し

ているというような状況があり、このままでありますと、いずれ水が伝って屋内へ入り込んでいく、侵入していくというような状況が考えられましたので、現場であるとか、財政部局等と相談しまして、今回、増額の議案を出ささせていただいたところでございます。

○議長（湊俊文） 6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。今回の工事は児童クラブの移転と拡充を目的とした工事の一部の増額ということで今の説明で確認いたしましたが、工期の変更の有無等でいきますと、昨年からプールのほう漏水がありまして、児童クラブの目的の一つがプールだったので、この漏水、今現在どうなのでしょう。保護者のほうには通知が回ってはいるんですけども、その点を確認いたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 今回、議案でお示しさせていただいたとおり、今回の提案につきましては金額のみの変更となっており、工期の変更はございません。もう一つ、プールの漏水の状況というところであります。現時点では指定管理者のほうから関係者へ内容、今回の中止になった内容をちょっと文書していただきまして、通達を通知をさせていただくというような状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） ということは、まちづくり推進課では漏水の確認はされてないということでしょうか。その点ちょっと言葉上の問題ではあるんですけども、改めてお聞きいたします。漏水に対しての考えとして、今のまちづくり会社という話ですね。

○議長（湊俊文） 伊藤議員、体育館の話でしょ。プールじゃなしに。

○6番（伊藤淳） 児童クラブの目的が統合委員会で言われていたものが、児童クラブを移転させる目的の一つにプールの充実、距離の問題等がございました。今回この工事は児童クラブに関する工事でした。ただ、プールが今現在使えないというのが昨日通知で回ってきましたので、目的の一つが達成されない状況ということであれば、今回のこの工事に入れなかった理由等をお聞きしようと思ったところです。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） プールの漏水の状況というところの把握がいかだったかということでもありますけども、これは年度が明けてからではなく、それ以前から話は聞いているところではございました。けども、今回の工事については助成金の申請等の時期が前年度の秋ということの中で、今回の漏水に係るところの経費、事業費というのを算出することが不可能な状況ではありました。対応ということではございますけども、現在疑わしい箇所をちょっと職員、指定管理者等々とも確認をしつつ、なるべく早い時期での対応にできればなど今考えているところです。

○議長（湊俊文） ほかに。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。387万5300円なんですけども、これはB&G海洋センターなんですけども、補助金の関係はどうなるんですかね。増額になるんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 今回の増額分というところではございますけども、このB&G海洋センターのこの工事につきまして、予算の財源というところは、これは繰越事業になりま

すので7年度の事業なんですけども、その当初要求、当初申請のときに、もう決定しますということになりますと、今回の増額という部分につきましては別の財源での対応ということになりますので、この追加分について、補助割合によってまた助成金が追加されるということはございません。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 当初の設計の段階で、なぜこれが分からなかったのか、教えていただきたい。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 前年度のうちに、6年度で補助金申請の内容を固めるというようなところの作業に入りまして、7年度に助成決定いただいたときに事業執行するという段取りになるわけなんですけども、このたびの工事につきましては屋根の塗装、外壁、先ほどありましたように、児童クラブが入られるということで部屋の改修等、内容として盛り込んで助成の申請をしているわけなんですけども、この時点で目視、屋根に上がってみるというような状況がなかなか設計の段階で取れませんでした。ということで今回の工事の中で足場を組んで現場確認をした中で判明したところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第49号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第50号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第50号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤立真議員。

○9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。この50号、履行期間が8月末から11月末に延長されるという内容なんですけども、主要因を教えてください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） このたび提案させていただきました履行期限の延長でございまして、主な内容をご説明いたします。建物の玄関部分のところ、その上部がガラス張りになっているところがあるんですけども、そこについて建物自体非常に高い建物になっておりますけども、足場を組む際に労働基準監督署への届出が必要になる中で、現場のほうと当然やり取りすることになります。その中でやり取りの中で、通常届出ということでありますので、審査期間は短いだろうというようなところで通常動くわけなんですけども、このたび建物が高い、足場の高さもかなりあるというところの中で、監督署のほうから適宜、数回にわたって、ここはどうなんだとか荷重はどうなんだとかということが期間を置いて何度もちょっと確認を取られるというようなことがありました。その都度資料等を準備して申請、届出をしていたところなんですけども、トータルした結果、以前説明をさせていただいたとおり、1か月半から

2か月というところで、思わぬところでちょっと時間がかかってしまった。足場の完了が遅くなると作業も遅くなるということで、このたび再度の履行期限の延長ということで提案をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今説明いただきました。安全上の手続ということで、この延長に対する要件ができなかったという理解でよろしいですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） このたびの案件につきましては、議員おっしゃるとおり、想定外のことでございます。

○議長（湊俊文） 5番、佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。履行期間が11月30日となっておりますが、11月はそば祭りがありますけど、足場の解体等いつ頃できるか、安全性はどのようになっているか、お聞きします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 期限の終盤のところ、先ほどおっしゃっていただいたように豊平地域では11月にそば祭りが行われます。この点につきましては、工程会議と現場と連携を密にしまして、安全性の確保と工期遵守というところでお願いしたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 工期が延びれば経費が増えるのではないかなというふうなことがあります、その辺はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 当然工期が延びれば管理経費等のところに影響してくる可能性は高いと思っております。この点につきましては、大きな工事になっております。現在当初契約で1億4000万円を超える契約になっているわけなんですけども、工事が進む中で内容の変更、多少の増減というのはございます。その辺のところ、精算というところで最終的にまた議会のほうにお諮りすることになろうかと思えます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第50号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第51号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第51号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 泉田です。履行期限、令和8年6月30日が令和8年8月12日に延長に

なった理由をお聞かせください。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 変更の理由ですけれども、中東情勢の緊迫化によって原油価格が高騰しております。それに伴いまして建築資材、主には断熱材、あとプラスチック製品、あと塗料、そういったものが価格が急騰しております。それに伴いまして資材の受注停止、あと供給遅延が発生していることから工期の延長をお願いするものでございます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 延長されて、この8月12日までにちゃんと材料も全てそろって完成するというのは間違いないですか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 昨日も中間検査を行っております。打合せをして、この期限内には十分完了するというふうに伺っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第51号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第52号 令和8年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第14、議案第52号、令和8年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。予算書21ページに関して幾つか質問がございますので、ゆっくりとは読み上げますが、複数の質問をつなげます。農業振興費30万ということで、これ当初予算20万円とございます。増額分が30万、計50万ですね。これまず、いつから委託をしているのか。次に追加の理由と金額の積算根拠をお聞きいたします。これ全額補助ということで委員会報告では見たんですけど、歳入はどちらになるかというのを確認をいたします。次に、観光協会補助金500万ということで、企業版ふるさと納税は幾ら余っているのかというところをまずお聞きいたします。その下、観光協会補助金で300万のほうですね。新法人設立に係る予算組替えということで300万円の内訳、委員会の報告では見積書の提示ということであったんですけど、こちらのほう今後提示されるのかどうかをお聞きいたします。加えて所管課を商工観光課からまちづくり推進課へ移行ということでお聞きはしたんですけども、以前の質疑で、観光協会は舞ロードや商工観光課との親和性が高いため、あそこにあると。事業内容は今後観光協会のものも新法人のほう、すると思うんですけども、親和性は変わらないと思うんです。なぜ商工観光課からまちづくり推進課へ所管課が変わるのか、距離も離れていますので、その点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 予算書21ページ、中山間地域等支払制度の関係につきまして農林課のほうからお答えいたします。まず委託料30万円の補正の内容でございます。この契約はいつからしているかの質問でございますけれども、5月下旬から委託しております。今後につきましては、7月上旬まで現地確認の検査をする予定としているところでございます。それから追加の理由と金額の算出根拠でございますけれども、このたび会計検査院の指摘を受けまして農林水産省からの交付金の対象としている田んぼの畦畔、それから取水の確認を再度徹底するように指示を受けたところでございます。本町におきましては例年実施している現地検査に加えまして畦畔でありますとか取水に関する確認、これに要する時間がよりかかることが予想されるため、8年度当初予算で編成しておりました20万円に1.5倍を掛けました30万円を新たに国に要望して今回採択されましたので、今回の補正予算に計上しておりますものでございます。歳入でございますけれども、これにつきましては、予算書の11ページでございます。中山間直接支払制度事務費交付金の30万円、全て30万円、全て全額国費の補助でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 商工観光課より、まずは花田植補助金に係る500万円の財源のことについてご説明申し上げます。予算書のほう、歳入の13ページのほうご覧いただければと思います。今回充当します財源につきましては、こちらのページにあります、起債にありまふるさと基金繰入金のうち500万円がこの補助金に充当という形で財源のほう確保しております。以上です。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 観光協会とはなえーるの合併協議につきましては、私がワーキングの座長をしておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。まず所管替えの理由でございます。この合併協議につきましては、当初は商工観光課が主体の事務局で行っておりました。これにつきましては観光協会の観光業務というところをどういうふうな整理をするのか。今後どう展開していくのかというところが主題でありましたので、商工観光課のほうで事務局を務めておりましたけれども、観光業務につきましては、観光ビジョン等がある程度整理されて次の展開に移ると。次の展開については、はなえーる全体の業務として、どう展開をしていくのか。当然観光業務も含めた業務展開をどうしていくのかというところで幅広い協議になりましたので、そこからはまちづくり推進課が主担でありますけれども、事務局については、はなえーると観光協会の事務局長含めたものが主体となった事務局となっております。それと観光協会の300万の補助金でありますけれども、内容につきましてはご説明したとおり、司法書士であったり弁護士、税理士等への業務委託ということになっております。当初は会計年度任用職員である程度事務を行っていかうというふうな思いもございましたけれども、専門性が高いというところで、専門性の高い部分については、先ほど申し上げました司法書士、弁護士等をお願いしようというところで、300万の財源を組み替えたところであります。それぞれの見積り等につきましては、なかなか確定したものではありませんけれども、ある程度見込みというところをお願いしておるところであります。この300万全部がそれぞれの業務委託ということになり得るかどうかというのは、これからの業務の展開次第だと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） では、まず農業振興費のほうなんですけれども、いつからというふうに質問しま

したのは、当初予算でこちらのほうの予算には新規という記載がなかったので、年度ごとの部分でいつからなのかなということでお聞きしたところです。昨年は骨格予算と肉づけと分かれていたので、この辺もちょっと詳細がつかみにくく、年度としていつからかというのは分からなかったもので、その部分をお聞きしたところなので、もう一度答えていただければと。20万円の1.5倍ということなので、20万円の積算はどのような根拠になっているのかをお聞きしたいです。加えての質問で、こちらのほう、職員が行わない理由等々でいきますと、委員会報告で農業委員でもパトロールするんですけどもということでの記載がちょっとあったので、業務集約の検討されたかどうかをお聞きいたします。次に、観光協会のほうの500万円のほうですけども、以前の質疑などで、伝統芸能の物品購入補助や競演大会などへの補助、もしくは舞ロード舞台工事の拡充やインバウンドツアーの拡充、そのような検討やほかにもアイデアの公募等ですね、余っている中で今回の500万を入れた理由ですね、ほかのお金の使い方を検討されたかどうかをお聞きいたします。300万円の組替えなんですけども。新法人の計画のほうの詳細のものをまだいただけていないように思うので、これ以前の質疑では、どのように新法人をやっていくのかということをお示ししますということでお聞きしています。その計画をまだ詳細な部分を以前のものからより詳細なものが出るのかなと思っていたので、その点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現地確認の委託の時期でございますけども、当初予算編成におきまして20万円、この部分につきましては通常分でございます。通常でありますと、大体夏の7月からそれ以降でする予定しておりましたけれども、先ほど言いましたように、今回国の会計検査院の指摘のほうで6月までにある程度、先ほど言いました畦畔があるのか、取水の確認をなさいということございましたので、5月下旬から今年に限りは業務委託をしておる状況でございます。それから20万円につきましては、今回業務委託につきましては、千代田地域の50協定をする予定しております。その中でシルバーさんと協議しながら、そういった20万円の積算等したところでございます。それから農業委員会との農地パトロールはどうかということでございますけども、農業委員会の農地パトロールと、この中山間の現地確認はそもそも目的が違いますので、特に今回につきましては国からの指摘事項もでございます。この辺につきましてはしっかり状況を把握しながら本年度の交付金も確定しなければいけないことございますので、農地パトロールとは切り離して業務委託をするものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 議員のほうからご質問いただきました伝統芸能の全体的な活性化に関する拠点の整備であったり情報発信、しっかりとしたプロモーション、あるいは若者の関与、モニターツアーの実施、こういったことについては現在国の交付金を活用してしっかりと取り組んでおるところです。以上です。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 新法人の詳細の計画であったり事業内容というところでありまして、現在準備委員会を設けて議論をしているところでありまして。昨日も第7回の準備委員会を開催いたしました。そこで現在のところ合併に向けての大枠がある程度決まったというところがあります。新しい法人化を目指す姿であったり、それぞれの組織、新たな組織をどういうふうと考えていくのかというふうなところの大枠であります。これからどのような事業展開をしてい

くのかということにつきましては今後でありますけども、合併期日を9月1日を予定しておりますので、年度中途ということもありますので、今年度につきましてはそれぞれの事業を引き継いで、8年度は現在予定している事業を推進していくということになるかと思います。来年度以降につきましては新たな法人において、また詳細な計画であったり、事業を組み立てていくというようなふうなことになるかと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 観光協会の伝統芸能のほうですね、拡充等の検討されたか、随時進めていくということで計画の上は進めていくんですけど、今回のこの補助金は当初予算に組まれず、今回の補正になりますので、拡充ほかの計画に盛り込まれていたものに対しての拡充等を検討されたかというのを伺いました。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 伝統芸能の活性化につきましては、当初計画に基づいて、先ほど答弁しましたようにしっかりと取組を現在しておるところでございます。このたびの補助金につきましては、これまで常任委員会等でも説明しましたとおり、地域のこれまでの民間交流、これを行政としても支援していく、地域の盛り上がりを支援していくということで、町として補助金として交付するものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 8番、沼田議員。

○8番（沼田真路） 8番、沼田でございます。先ほどからありますとおり、観光協会の800万円の補助金、内訳は300万円が新組織への移行に伴う経費ということでございました。残りの500万円については韓国うんぬんという言葉、民間交流という言葉ができておりましたけども、具体的にその内容についてご説明をいただきたいということが1点。それから17ページの2款1項6目12節の委託料300万円の調査費がついておりますけども、この調査の内容と目的、何のための調査なのか。そのことについて伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） まずは、観光協会への補助金500万円の内訳ということでございますけども、この500万円の内訳としましては渡航費、今回の公演に係る渡航費、宿泊費、保険料、広報費、道具等物資の運送費、それから通訳の方への謝金、通訳費というようなものを見込んで補助金として交付するものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 2款1項6目の企画政策事業300万円の調査費について、財政政策課からお答えをいたします。全員協議会でも内容についてお話をさせていただきました、旧芸北町、芸北地域の公共施設跡地を活用しまして、現在陸上養殖の事業ができないかということで検討を開始したところでございます。今回の調査費につきましては、そちらの施設で養殖ということで水が確保できるかどうか。一定の水が確保できるかどうかということで、その水源確保のための調査を行うというものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 渡航費であるとか保険料であるとか様々なこと言われたんですが、具体的にはどういった団体が何をしに韓国に行かれるのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 商工観光課よりご説明申し上げます。今回の韓国公演に対する補

助金の概要でありますけれども、趣旨あるいは概要としましては、2年前から壬生の花田植と韓国の農楽団体とのほうで民間交流が始まったと。これがずっと続いてきたという中で、地域の盛り上がりであったり、この民間交流の後押しをしていくという意味合い、趣旨で、町のほうが渡航費であったり宿泊費、今回の公演に係る費用に相当する部分について、補助金という形で、この民間交流をしっかりと支援していくという内容のものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） はい、分かりました。花田植の団体が韓国に行って公演をしてくる経費と。それを観光協会のほうに500万円補助をするということが分かりました。これらの先ほどの300万円の調査費、それから今回の補助金にしましても、国やら県の交付金等の決定時期によるものではなく、それぞれ政策的な予算で、本来であれば当初予算に計上すべきものであるというふうに思いますけれども、なぜこの補正予算を6月に計上されたのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 韓国公演補助金についてのことでありますけれども、こちらにつきましては先ほどご説明しましたように、2年前から民間交流が相互で続いてたというところありますけれども、今回韓国で公演をする「地平線祭」というところでの公演になりますけれども、そちらへの出演の依頼といいますか、いわゆるオファーが当初予算の編成時期にはちょっとまだ間に合ってなかったと。その後に具体化したというところで、こういった補正という形を取らせていただいております。以上です。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 調査費300万、陸上養殖の関係の当初予算に計上しなかった理由を申し上げます。理念の部分につきましては、これまでもずっと長い期間かけて検討しておりました。実際、議員おっしゃいますように当初予算に掲載するような形で動いておったんですけれども、今回の事業につきましては産官学連携というところで、相手団体との関係上どうしても当初予算に間に合わなかったというところがございます。それともう1点、近年補正予算で大きな事業をお願いするというのがございます。これまで行政のやり方としましては当初予算に大きな事業を掲げて、それを実施をしていくというのが大体の流れでございましたが、近年社会情勢の変化でありますとか、民間との足並みとかというところでなかなかそういった形で行政のルールに乗ったような形での予算編成というのは非常に難しい形になっております。議員が言われるように当初予算の段階で検討しておれば財源等も見つけやすいというようなメリットございますが、世の流れというか、社会の流れで、そうしたフレキシブルに対応していかないといけないというような状況があるということもご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） ほかに。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。先ほどの関連で、今朝、陸上養殖はこれからのビジネスチャンスだということがNHKでも報道されましたけれども、本格的にこの陸上養殖をいつ頃から、そしてどのくらいの規模で、また事業費がどのくらいなのか、どのくらい見込んでおられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） まだ、あくまで検討段階ではございますので、できる範囲でお答えをいたします。陸上養殖につきましては近年の社会課題であります地球温暖化でありますとか、

海洋資源がなかなか獲れなくなっているというような大きな社会問題がございます。そうした課題の解決に向けて町として何かできないかというところでの検討でございます。当然施設的にはそんなに大きなものを現段階で構えるつもりはございません。民間事業者さん、今朝テレビで私も拝見させていただきましたが、テレビでやっていたような大きなプラントを構えてどうこうというようなところではなく、まずスモールスタートというところで、行政発で実施できればというふうに思っております。本格的にそれをビジネスにするというところであれば、これはもう行政主体というよりは民間の事業者さんに参入していただいて実施をするというのが一番いい方法であろうということでもありますので、そういった形での実施というのを模索できればというふうに考えております。現段階でお答えできるのはこの程度でございますので、ご容赦いただければと思います。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第52号、令和8年度北広島町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第53号 令和8年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第53号、令和8年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。更新事業ということなので、発電できない期間と、その間の収入の想定、現在の基金残額をまずお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林課からお答えいたします。発電期間、発電を行う期間につきましては、令和9年度につきましては全て入替えの工事となりますので、その間につきましては発電をしないというふうに見込んでおります。現在の基金でございますけれども、7年度末で9300万余りの基金がある状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 今回一般財が2万円ということで、基金がある中、このような繰出金ということにもなっておりますので、その辺の基金の使い方と財源の内訳とのバランス、こちらをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今後9年度におきましては全く電気料収入はございませんので、全て基金からの繰入金での対応というふうに考えております。そういったこともございますので、基金からの繰入れにつきましては今回予算計上はしない状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 石坪でございます。工事請負費が約5億8000万ということでございます

けども、電気事業債、これが2億260万円ということでございますけども、これは交付税の対象になるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 財源のことですので、財政政策課のほうでお答えをいたします。公営企業債という事業の中の電気事業、電気ガス事業という記載があるんですが、そちらのほうを活用しております。ちょっと概しては申し上げ、一般的な回答とさせていただこうと思うんですが、交付税の対象にはなりません。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ということになりますと、FIT制度が終了して、基金の繰入れがずっと続いている状況がありますけども、電気事業債が交付税の対象とならないということになると、収支計画、これが今後10年ぐらいでどのように見込まれているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今後の収支の見通しでございます。あくまでも今回の補正予算ベースでの収支の見通しを今関係各課とも協議している状況でございます。そういった中で、現在人件費部分につきましては電気事業特別会計で予算計上しておりますけども、この部分につきましては一般会計での計上の見直しでありますとか、今回リプレースすることによりまして発電量が上がりますので、当然電気料収入もある程度増になるというふうに見込んでおります。こういった関係でそういった増額を見込みますと、一時的に基金の減少はいたしますけども、持続可能な会計運営ができるというふうな見込みを立てているところではございます。ただ、この川小田小水力発電所、水力発電でございますので、やはり水物といいますか、天候によって発電量が大きく変わります。そういった場合、起債に対する繰入金、この部分につきましては元金部分の繰入れ、そういった対応について今財政政策課とも協議を進めている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 補足というか、先ほどの私の答弁にちょっと追加をさせていただきます。先ほど一般的にお答えをしたんですけども、もともと公営企業債、公営企業というものは、その企業の収入によって、その事業を運営していくという意味で公営企業ということになっております。ですので、この事業を検討するに当たって有利な起債を活用して実施するということも我々も検討はしたんですけども、いわゆる交付税の措置があつて、さらに収入も入るといふことになる、これは運営の仕方としてまずいという、よろしくないだろうという判断の中で、今回につきましては、国の交付金が入る、財源として当たりますので、その裏財源として検討したものが公営企業債、電気ガス事業債というような形でやっております。ですので、概して交付税措置がないというわけではなくて、事業を進めるに当たって交付税措置、いわゆる収入で賄わない部分が発生する事業が発生をしますと、当然交付税措置のある地方債、そういったものも財源として検討していくような所存でございます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第53号、令和8年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第54号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第54号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。この消防団の活動服に関して、服とキャップとベルトとあって、ベルトの金額は幾らか。カタログのほうなんですけども、蛍光オレンジかオレンジかというところで、今現在のものと一緒なのかどうか等お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） ベルトの金額がお幾らかということなんですけども、資料にもございますように、6月10日、まだ入札、大枠で決まっただけで、まだ個別の金額についてはまだ決定をしておりません。それからベルトの色についてなんですけども、こちら蛍光カラーのオレンジを考えております。また、ベルトに使ってる糸、これにも反射糸が入っております。あと、前の基準服とこれから購入予定している基準服のベルトとの違いということですが、これまでのベルトは引っ張って締めて固定をするというタイプだったんですが、今回は穴があって、そこに入れて止めるというタイプ。ちょっと前回の分、あまり評判がよくなかったということも伺っておりますので、そういった形に変えようというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） ベルト、前のベルトの違いをお聞きするとこだったんですけども、消防出張所の再編が叫ばれる中、財政効果という言葉も躍っておりますので、その上で前のベルトの違いをお聞きするところでした。その上でなんですけども、今これを買換える理由、合わせて一番聞きたいところは、前の活動服等をどうされるのか。使えるのか使えないのか、練習等で使える使えないとの質疑が以前にもありましたので、その確認をいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） まだ消防団の活動服については、詳細の詰めというところまでは至ってないんですが、当然基準については申し上げているんですけども、ズボンの使用だったり、ベルトによって穴の大きさだったりとか、ベルトの幅だったりとかという違いもございますので、一式購入ということで考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。3番、坂本議員。

○3番（坂本伸次） 納入期限のことでお聞きします。3月の12日ということになっております。できれば出初め式、1月の出初め式に披露していただければと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） なるべく早くの納入ということを考えておりますが、571着、1名分の消防団の活動服を購入ということ。これは全ての消防団員にサイズの確認をしなくちゃいけないということだったりとか、数も数ですので、なるべく早くというふうには考えており

ますが、一応はその納入期限ということにしておりますが、間に合うようには業者さんとは考えております。話をしております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第54号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

○議長（湊俊文） ここで暫時休憩を取ります。11時25分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 14分 休 憩

午前 11時 25分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（湊俊文） 再開します。日程第17、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、中村委員長。

○総務常任委員長（中村忍） 2件報告いたします。まず、1件目でございます。令和8年6月17日 北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長中村忍。委員会審査報告、令和8年6月5日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第13号、件名、地方財政の充実・強化に関する意見書提出の陳情。審査の結果、採択。理由は、歳入歳出を的確に見積り、社会保障等の予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるためです。また、陳情第13号は政府に意見書を提出いたします。2件目でございます。令和8年6月17日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長中村忍。委員会審査報告、令和8年3月9日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、請願第1号、件名、請願書。審査の結果、不採択。理由は八重護国神社の北から東面にかけては土砂災害警戒区域及び一部は特別警戒区域に指定されており、緊急避難場所には適さないと判断したからであります。

○議長（湊俊文） 以上で常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 18 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第 18、陳情審査を行います。陳情第 13 号、地方財政の充実・強化に関する意見書提出の陳情を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第 13 号、地方財政の充実・強化に関する意見書提出の陳情を採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 19 請願審査

○議長（湊俊文） 日程第 19、請願審査を行います。請願第 1 号、請願書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより請願第 1 号、請願書を採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は不採択です。採決については、北広島町議会会議規則第 81 条の規定により、議題について賛成する者の多少を認定して可否の結果を宣告することになっております。よって、委員長の報告が不採択の場合の採決は、採択することに賛成の方の起立を求めます。本件について採択することに賛成の方は起立願います。（起立少数）

○議長（湊俊文） 起立少数です。したがって、請願第 1 号、請願書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 20 発議第 7 号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第 20、発議第 7 号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局長。

○議会事務局長（三宅克江） 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)。いま、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。

しかし、物価高騰や資材、労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。記。1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含めた社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を支える財政措置を講じること。3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らないより自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。4、政府として、減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。5、地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。6、2027年度の給与改定に備え、給与改定費等を措置すること。7、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため財政措置を講じること。8、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について国の責任において必要な財源を補填すること。また戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の法制化やマイナンバーカードを基盤とした健康保険証、運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される場合は、十分な財政支援を行うこと。9、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。10、地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立の病院及び診療所に対する財政支援を講じること。11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。12、自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和8年6月17日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助)、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。7番、中村議員。

○7番（中村忍） 発議第7号、令和8年6月17日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広

島町議会議員中村忍、賛成者、北広島町議会議員坂本伸次。地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。趣旨です。地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員の確保が必要です。2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、政府に意見書を提出いたします。委員各位のご賛同よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第7号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第8号 核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第21、発議第8号、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局長。

○議会事務局長（三宅克江） 核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）。現在、国際社会ではロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約(TPNW)は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。同条約は2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年を迎える。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。そして2026年11月には発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。核兵器の使用は人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらす、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし現時点で、日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議

へのオブザーバー参加は日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示すことにつながる。日本政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める。記。1、政府は核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和8年6月17日、広島県北広島町議会。提出先 内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。11番、敷本議員。

○11番（敷本弘美） 発議第8号、令和8年6月17日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員敷本弘美、賛成者、北広島町議会議員中村忍、同北広島町議会議員伊藤立真、同北広島町議会議員宮本裕之。核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。趣旨です。核兵器禁止条約とは、あらゆる核兵器の開発、実験、生産、使用を許さず、核で威嚇することも禁じた初めての国際条約である。唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器がもたらす甚大な被害や非人道性を訴えていく責務があり、また核保有国と非保有国の橋渡しを行う上で、再検討会議に参加することは、核廃絶への明確な意思を国際社会に示す重要な一歩であるため、日本政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を要請するものであり、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第8号、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。以上で本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、お礼の挨拶を申し上げます。6月5日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。審議の経過においていただきましたご意見、ご提案を真摯に受け止めるとともに、ご承認いただきました事業等を着実に実行してまいります。既に梅雨入り2週間がたちます。今月初めには、6月に上陸したのは14年ぶりという台風の発生等、これまでの経験値では測れない気象の変化にも対応していかなければなりません。また、様々な課題解決に向けて、明るく元気なまちづくり、持続可能なまちづくりを目指して取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。今年も猛暑、あるいは酷暑と言われる暑い夏が予想されます。議員、町民の皆様にはくれぐれもご自

愛をいただき、より一層の健勝、ご活躍を祈念申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

- 議長（湊俊文） 6月定例会の閉会に当たり一言申し上げます。本定例会は6月5日から本日まで13日間の会期で開催され、令和8年度一般会計・特別会計予算の補正予算2件のほか、条例関係議案など町民生活に直結した重要案件が提出されました。各議員におかれましては、これらの議案に対し、終始熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力いただき、心から感謝申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出された意見について特に意を用いられ、町政を推進されますよう強く要望いたします。各地で大雨等の災害気象情報が発令されています。大規模な災害が発生しないことを切に願うものです。また猛暑も予想されます。議員各位及び町執行部におかれましては、くれぐれもご自愛の上、本町発展のため、ますますのご活躍ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶といたします。これをもって、令和8年第2回北広島町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時53分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~